

## 【児童扶養手当のお知らせ（父子家庭の方へ）】

父子家庭の児童扶養手当を受付開始します。

平成 22 年 8 月 1 日から児童扶養手当法が改正され、父子家庭も対象になります。

### <支給要件>

次のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給します。

1. 父母が婚姻を解消した子ども
2. 母が死亡した子ども
3. 母が一定程度の障害の状態にある子ども
4. 母の生死が明らかでない子ども
5. 母が 1 年以上遺棄している子ども
6. 母が 1 年以上拘禁されている子ども
7. 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

### <支給制限>

次のいずれかに該当する場合には、児童扶養手当は支給されません。

- 子どもが父または母の死亡による遺族年金等を受けることができる場合
- 子どもが母に支給される年金の加算の対象になっている場合
- 子どもが里親に委託されている場合
- 子どもが児童福祉施設等に入所している場合
- 子どもが母と生計を同じくしている場合
- 子どもが父の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしている場合
- 請求者が老齢福祉年金以外の年金を受給できる場合
- 請求者またはその扶養義務者等の所得が一定以上である場合

### <手当月額>

- 児童 1 人の場合 41,720 円～9,850 円（所得により一部減額）
- 2 人目 5,000 円加算
- 3 人目以降 3000 円加算

### <対象年齢>

子どもが18歳に達した年度末まで（子どもが一定の障害を有する場合20歳未満まで）

### <申請期間と支給開始月>

平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取り扱いとなります。

- 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方  
→ 11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- 平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→ 11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給  
されます

※ 8月～11月分が支給されるのは12月です。

（注1）平成22年11月30日を過ぎると、申請の翌月分から支給開始になりますので  
ご注意ください。

（注2）8月から11月分が支給されるのは12月です。

### <支給月>

年3回（4月・8月・12月）

<申請に必要なもの・添付書類>

- 申請者及び児童の戸籍謄本
- 世帯全員の住民票の写し（外国人の方は外国人登録原票記載事項証明）
- 請求者の銀行口座番号が確認できるもの（通帳等）
- 印鑑（認印）
- 平成 22 年 1 月 2 日以降三宅村に転入された方は、平成 22 年 1 月 1 日現在の住所地の区市町村発行の所得、控除額、扶養人数の記載のある平成 22 年度住民税課税（非課税）証明書 ※源泉徴収票は不可
- 認定申請書（この書類は窓口にあります）
- 口座振替依頼書（この書類は窓口にあります）

（注）受給要件によっては他の書類が必要ですので、村民生活課保健福祉係までお問合せください。

<問い合わせ>

三宅村役場 村民生活課保健福祉係 TEL 5-0902